

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（186）」
2. 日時：平成29年6月19日 13時30分～17時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、大塚安全審査官、
土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

加藤技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他9名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（炉心技術）

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 「冷温停止」と「低温停止」の使い分けを明確にした資料を提出すること。
 - 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リストについて、対策の要否及びその判断理由を再整理して説明した資料を提出すること。
 - 使用済燃料乾式貯蔵建屋、使用済燃料乾式貯蔵容器に附属する構築物、系統又は機器等に対する火災防護の方針を整理して説明した資料を提出すること。
 - 重要度分類審査指針に基づく原子炉の安全停止に必要な機能及び系統の抽出結果から原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器をどのように選定したか、整理して説明した資料を提出すること。
 - 安全区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの火災防護の考え方を整理して説明した資料を提出すること。
 - 火災区域及び火災区画の分けの考え方を整理して説明した資料を提出する

こと。(原子炉の安全停止に必要な機器の配置を明示した図において、建屋名、階層、区分けを明確に示した資料を提出すること。)

- 原子炉格納容器内の核計装ケーブルにおいては、一部ケーブルが露出する設計とすることについて、詳細な考え方、火災防護対策等を整理して説明した資料を提出すること。
- 非常用ディーゼル発電機の燃料ディタンクのHPCS系の貯蔵量を追記した資料を提出すること。
- 火災区域における有機溶剤の持込みについて、管理方法を整理して説明した資料を提出すること。
- 放射性分解により発生する水素の火災区域における蓄積防止対策について、ガイドラインから引用した箇所を整理して説明した資料を提出すること。
- 電気系統保護継電器及び遮断器の設置箇所に関する単線結線図について、機器名称等を見易く示した資料を提出すること。
- ケーブルの難燃性適合状況について、動力・制御・計装ケーブルで分類した資料を提出すること。
- 建屋内装材の不燃性確認フロー及び内装材使用状況表について、考え方を整理して説明した資料を提出すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 内部火災による損傷の防止について（東海第二発電所の特徴と対応）
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（火災による損傷の防止（第8条））
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 玄海発電所／東海第二発電所 比較表（第8条 内部火災による損傷の防止）